

第1回令和8年度
食品表示懇談会
議 事 録

消費者庁食品表示課

○事務局 定刻となりましたので、第1回令和8年度食品表示懇談会を開催させていただきます。私は本懇談会の事務局を務めさせていただいておりますビズアップ総研の麦島です。どうぞよろしくお願いいたします。

開催にあたっての注意点を御案内します。本会は傍聴を希望された方に対してリアルタイムでWeb配信をしております。また、記録のために映像を録画させていただいていることをご了承ください。

開催に先立ちまして、消費者庁 井上審議官より御挨拶をいただきます。井上審議官、よろしくお願いいたします。

○井上審議官 消費者庁審議官の井上でございます。第1回令和8年度食品表示懇談会の開催にあたりまして、一言御挨拶を申し上げたいと思います。皆様方におかれましては、常日頃から消費者行政の推進に御理解と御協力を賜っておりますことを、まず心から感謝を申し上げたいと思います。ありがとうございます。

今日は今年度最初の懇談会ですので、少し振り返りをしたいと思います。本懇談会においては、令和5年度に今後の中長期的な羅針盤となる食品表示制度の方向性について取りまとめいただきまして、それを踏まえて、令和6年度、7年度に個別品目ごとの食品表示ルール見直し分科会と、食品表示へのデジタルツール活用検討分科会の二つの分科会を開催し、2年に渡って精力的に御議論をいただきまいりました。

個別品目ごとの食品表示ルール見直し分科会では、旧JAS法由来の個別ルールについて横断的な基準に合わせることを基本としつつ、計42品目の個別ルールの見直しを御議論いただき、また、旧食品衛生法由来の個別ルールについても、衛生上の危害防止や監視指導の観点を踏まえて御議論いただき、その取りまとめに沿って食品表示基準を改正いたしました。また、食品表示へのデジタルツール活用検討分科会では、デジタルツール活用に向けた技術的な課題について御議論をいただき、こちらについても取りまとめいただきました。

そして、今年度は、令和5年度の懇談会取りまとめ項目の一つであります、諸外国との表示制度の整合性と、それから引き続き食品表示へのデジタルツールの活用、この2点について御議論を進めていただきたいと考えております。

今年度も、昨年度に続きまして、さまざまな知見をお持ちの10名の委員の皆様にご参加をいただいております。皆様の御知見をいただいて、消費者にとってよりよい食品表示となるよう積極的な御議論をお願いいたしまして、私の挨拶とさせていただきます。

○事務局 井上審議官御挨拶ありがとうございました。本日の出席者です。本日は全委員出席でございます。阿部委員、中村委員、森田委員はオンラインでの参加となります。

委員の皆様におかれましては、お手元の資料に過不足や落丁等がございましたら、都度事務局にお申しつけください。それでは、以降の議事は座長の湯川様にお願いしたいと思います。それでは湯川様よろしくお願いいたします。

○湯川座長 改めまして座長を拝命いたしました湯川です。今日は暑い中お集まりいただきましてありがとうございます。また、オンラインではありますが、傍聴されている方が 400 名近くおられます。

本日の議事は、議題 1 から 6 までありますが、2 と 3 が審議事項になります。こちらについて本懇談会で方向を決めていただきます。4 と 5 は報告になります。

それでは、消費者庁から資料 2「令和 7 年度食品表示基準改正の報告及び令和 8 年度食品表示懇談会の進め方について」の説明をよろしくお願いします。

○宮長課長 食品表示課の宮長でございます。よろしくお願いいたします。令和 7 年度食品表示改正の報告及び令和 8 年度食品表示懇談会の進め方について、資料 2 に基づき御説明させていただきます。

1 スライドをお開きください。昨年度、食品表示基準の改正を行い、今年の 4 月 1 日に公布をしておりますけれども、大きな中身としては、個別品目ごとの表示ルール改正ということで、旧 JAS 法由来事項、それから旧食品衛生法由来事項についてまとめた形で改正をしたということでございます。それと併せて、食物アレルギー表示の改正ということで、全国実態調査の結果及びアドバイザー会議の結果を踏まえ、改正をしたというのが全体の大きな改正の中身でございます。

2 スライドをお開きください。旧 JAS 法由来事項の個別品目ごとの表示ルールの見直しの関係でございます。旧 JAS 法由来の見直し事項につきましては、令和 6 年度、令和 7 年度、2 か年にわたり精力的に御議論をいただきました。品目ごとに関係する業界団体からのヒアリングを行い、ルールの要否、改正の必要性についての検討の結果を踏まえて、最終的に令和 6 年度で 20 品目、令和 7 年度で 22 品目の合計 42 品目について見直しを行ったということです。

次の 3 スライド、4 スライドが、検討結果の全体像になります。3 スライド上部の四角囲みのところに検討結果をまとめておりますけれども、一つ一つここで御説明する時間がないので、簡単に御説明差し上げますが、調理冷凍食品など 8 品目については完全に廃止いたしました。

それから、別表第 3 の食品の定義であるとか、別表第 5 の名称の規制、この辺は維持したいという要望が多かったこともあり、残ったものも結構ありますけれども、他方で、別表第 4 の添加物は全品目について廃止、それから内容量についても 1 品目を残し、それ以外は廃止するなど、各団体にも精力的に御協力をいただき、御議論をして、こういった結果になったということです。

42 品目について、それぞれについて検討を進めてまいりましたけれども、品目ごとの見直し事項のばらつきが結果として残っていることについては、引き続き検討課題として残ったということで、前回の懇談会でも御報告をさせていただいておりますけれども、こちらに

については引き続き検討していきたいと考えております。

5 スライドをお開きください。旧食品衛生法由来の個別品目ごとの表示ルールの見直しということで、こちらについては令和7年度に一部の団体の方から見直しの検討をしてほしいといったお声もいただいた中において、分科会の中で取り扱わせていただいたところです。

見直し検討の中では、実際の表示の利用者である都道府県などの地方自治体からのアンケート結果や、消費者から事業者へのお問い合わせ実態などを踏まえまして、最終的にここに掲げさせていただいている対象範囲 17 品目について検討を行い、食品表示基準の改正に至ったところです。

その検討結果が6 スライド、7 スライドです。6 スライド上部に見直しの大きな分類をお示ししておりますが、基本的には分類2の横断的義務表示事項等で代替が可能と考えられる事項、それから分類3の品質に係るものであって、義務的表示である必要がないと考えられる事項については、基本的に廃止する方向で整理をさせていただいたところです。

また、分類1にありますとおり、食品衛生上、消費者が食べる際、安全性に重要な影響を及ぼす事項ということで、法6条8項に基づく内閣府令に位置づけられている事項に照らしながら、食品衛生上必要と考えられる事項については維持をする方向で整理をさせていただいております。

ただ、その上で、分類4の監視の観点から維持が望ましいと考えられる事項についても、維持という整理をさせていただいたところです。この分類4につきましては、収去を実際に行っている立場である自治体へのアンケート結果において、維持したい、維持する必要があるとの回答が多数を占めており、厚生労働省にも確認をさせていただいた上で、最終的に監視の観点から維持するということで取りまとめていただいたところです。具体的な個別の事項については、6 スライド、7 スライドの結果の表において、維持するものについては黒丸にしており、それ以外のものについてはバツを付し、廃止するということで整理がされたところです。

それに加えて、8 スライドですが、特に乳、乳製品などについては、それぞれ表示する文字のサイズが異なるポイント数で個別ルールの中で規定されていたところがございます。これについては横断的なルールのポイント数に合わせるということで、個別規定は廃止するというところになったところです。以上が個別ルール見直しの概要でございます。

続きまして、9 スライド、食物アレルギー表示の改正です。こちらについては結果のみお伝えしますが、元々特定原材料に準ずるものであったカシューナッツを特定原材料に追加し、義務表示の対象とする見直し、それから、最近症例数も増えておりますピスタチオについて、新たに特定原材料に準ずるものに追加するという見直しを行ったところです。結果として、義務表示事項が9 品目、それから準ずるものが 20 品目ということで、トータル 29 品目になっているところがございます。

次の 10 スライドを御覧ください。これらを受けて、最終的に昨年 12 月 19 日に食品表示懇

談会に御報告をさせていただいた後、パブリックコメントを経て、1月と2月に消費者委員会でも御議論をいただき、答申をいただいた上で、4月1日に公布、施行とさせていただいているところでございます。ただし、1、2の個別品目ごとの表示ルールの見直しにつきましては、4年間の経過措置、それから食物アレルギー表示の改正については2年間の経過措置を設けており、順次、我々としても各事業者様の御対応に資するべく周知徹底に努めているところでございます。それとあわせて、関連する通知についても同日付で改正し、公表をさせていただいたところです。以上が昨年度の表示基準見直しの全体像でございます。

続きまして、11ページを御覧ください。本年度の食品表示懇談会の進め方の全体像について案をお示しさせていただいております。

本年度の食品表示懇談会については、先ほど座長の方からもありましたけれども、デジタルツールの活用、それから表示制度の国際整合性、この大きな2本の柱について御議論いただきたいと考えております。下のデジタルツールにつきましては、昨年度まで分科会において特に技術的課題について整理をさせていただいたところでございます。それを受けて、この三つ目の点のところでございますけれども、その技術的な課題の方向性を具体的に落とし込んだ、いわゆる技術マニュアルの作成に向けて、後程御説明させていただきますけれども、その作成に向けた検討を始めてまいりたいと思っています。その中では、実際に使う事業者へのヒアリングや、消費者への実証調査なども含めながら取り組んでいくことを考えていきたいと思っています。それから、真ん中にありますデジタルで代替可能とする表示等の検討ということで、実際に容器包装に残すものと、デジタルに代替するものについて、この懇談会で御議論いただきたいと思っています。あわせて、後ほど報告をさせていただきますけれども、デジタル表示の海外調査を我々消費者庁の方で実施いたしました。中国、韓国において制度化がされたということが確認できましたので、後ほど御説明をさせていただきます。こういったことも踏まえつつ、今年度にかけて御議論させていただきながら、最終的に技術マニュアルを今年度中に仕上げる予定としており、来年度令和9年4月以降の時点で、技術マニュアルの案をお示しするべく、そして全体像のデジタル代替というものをどのように進めるべきかどうかというところの御議論の取りまとめに向けて進めていくことを大きく描いているところでございます。もちろん、その結果次第ではございますけれども、それを経て、パブリックコメント、消費者委員会への諮問等の所要の手続を経て進めさせていただければと思っています。

あわせて、表示制度の国際整合性につきましては、令和5年度の食品表示懇談会において意見の取りまとめがされており、大きな方向性としては、我が国の状況、それから食品表示に関するコーデックス一般規格への諸外国の対応状況を踏まえつつ、合わせられるところについては合わせていくということとされております。ただ、個別の表示事項をどのようにしていくかについては、令和6年度以降に議論することとしつつ、その際に表示すべき内容が拡充される可能性も踏まえ、デジタルツールの活用についてもあわせて検討していくと方向性が示されているところでございます。デジタルとも関連するところも御議論の中で出

てくるかと思しますので、国際整合性についても今年度の食品表示懇談会よりスタートさせていきたいと考えております。

もちろんデジタルの話とあわせると議題が膨大になってしまいますので、御議論の進捗に合わせながら、どのように進めていくかについて御相談させていただきたいと思っておりますが、少なくとも次回、第2回において諸外国との表示制度の整合性の検討ということで、消費者庁の方からまずは御説明を差し上げたいと思っております。その内容としては、ここに記載しているとおり、原材料と添加物を区分した表示、添加物の表示、それから原材料の量的表示などが該当すると思しますので、そちらについて御説明させていただきつつ、議論を進めさせていただければと思っております。

それから、最後になりますが、栄養機能食品について触れさせていただいております。栄養機能食品については、昨年度と今年度の6月に開催した検討会で一定の方向性が取りまとめられております。今年度の6月は、摂取する上での注意事項、昨年度は上限値・下限値等について、一定の方向性が取りまとめられているところでございまして、こちらについては現在、パブリックコメントを開始しており、消費者委員会での御議論及び食品表示基準改正に係る所要の手続については、今年度中に順次進めていく予定であることを御報告させていただきます。私の方からの説明は以上です。

○湯川座長 宮長課長ありがとうございました。ただいまの御説明につきまして、質問あるいは御意見がございましたら、挙手の上、お名前を名乗ってから発言をお願いします。小川委員をお願いします。

○小川委員 東京海洋大学の小川です。デジタルツールの分科会についての確認になるのですが、過去の分科会の中で、デジタルについては若い方の意見も取り入れていこうというようなお話があったと思います。その辺は今年度どうやって若い方の意見を吸い上げられるような仕組みというか、取組みをしていくのかというあたりをお聞かせいただければと思います。

○京増課長補佐 消費者庁の京増です。次の資料3でも出てきますけれども、デジタルツールの活用の際に何を容器包装に残すか、何を残さないかという議論と並行して、技術マニュアルをつくっていくことになります。技術マニュアルをつくる中で、消費者から意見を聞き、さらに案が取りまとめられた後にも消費者の意見を聞きながら進めていきたいと思っております。次の資料でまた出てきますので、そこで御説明させていただければと思います。

○湯川座長 ほかの委員いかがでしょうか。私の方から一点、今年度、デジタル表示の検討と、それから諸外国の表示制度との整合性の検討ですけれども、検討結果によっては、表示内容が若干変化してくると思えます。デジタルにどのような項目を移行するかを議論する

わけですが、諸外国との整合性の検討結果がデジタルの検討にも影響してくるのではないかなという気もするのですが、その辺をどう相互乗り入れして議論をするのかについてはどうお考えでしょうか。

○宮長課長 食品表示課の宮長です。デジタルツールを活用する場合に考えられる想定としてあるのは、どういったところまで表示事項を含められるのかというところの話になってくると思います。そういったところでの今までの前提ではないところが出てくる中において、例えば国際整合性との観点でこういった表示というものもあるべきなのか、いや今までのどおりでいいのではないかというところは恐らく出てきます。

それが令和5年度の報告書の中でもあわせて検討していくと示されているところのエッセンスのところではないかなと思っています。いずれにしても、まずは日本の表示制度というのが国際的に比較してどうなっているのかというのを御説明させていただいた上で、委員の方々の御意見をいただきながら、どのように進めていくのかを相談させていただければと思っております。よろしくお願いします。

○湯川座長 ありがとうございます。年度の後半、終盤、あるいは来年度以降も、議論を続けて、そこで調整ということも可能だと思います。ありがとうございます。ほかいかがでしょうか。もしよろしいのであれば、令和8年度の食品表示懇談会、この二つのテーマ、諸外国との表示制度の整合性、これは次回の懇談会からということです。それから、デジタルツールの活用、これは今回の懇談会から説明がありますけれども、この二つを、課題として進めていくということによろしいでしょうか。ありがとうございます。それでは、次に、資料3に基づきまして、食品表示へのデジタルツールの活用検討の進め方について、消費者庁から説明をいただきます。よろしくお願いします。

○京増課長補佐 消費者庁の京増です。資料3に基づいて説明させていただきます。1ページです。デジタルツールの活用について、第1回懇談会から議論を開始させていただきたいと思っています。まず、全体スケジュールと技術マニュアルを作っていくという二つのことについて説明させていただきます。2ページです。おさらいになりますけれども、令和5年度の懇談会の取りまとめにおいて、諸外国との表示制度の整合性について、個別品目ごとの表示ルールについて、食品表示のデジタルツールの活用について議論していくということが取りまとめされましたが、デジタルツールの活用については容器包装への表示に代えて代替的な手段によって情報提供を充実させることとした場合の議論を進めていく必要があるとされたところです。まず令和6年度、7年度に技術的な観点について分科会を開いて取りまとめを行ったところです。3ページです。懇談会の委員からは、小川委員と加藤委員、あと瀬川委員に御協力いただきながら分科会を進めてきたところで、令和6年度、7年度に計7回行ったところです。4ページです。分科会の取りまとめとしては、情報の管理方法や情報

伝達の媒体、デジタルツールを活用した制度をどのように運用していくか等の技術的な課題について議論を実施してきたところです。取りまとめの主な内容としては、デジタルツールを活用した表示を行うか否かは事業者の任意とする、データの管理方法は国がデータベースを構築して管理する一元管理ではなく、各事業者が持っている既存のデータベース等を活用していく分散管理とする。デジタル表示にアクセスするためのツールは、個人が所有するスマートフォンを使用して二次元コードを読み取る。食品表示のための事業者が保管するデータ項目は、様々なサービスが展開される可能性も考慮して義務表示に必要なデータよりも幅広くに保管可能な仕組みとする。この内容で今後、消費者庁においてガイドライン案、技術マニュアル案を作成検討するというところで取りまとめられたところです。5 ページです。これも令和7年度の懇談会の資料を一部補記させていただいたおさらいになりますけれども、デジタル表示導入に関するメリットとデメリットとして、消費者のメリットとしては、容器包装上に残る表示が少なくなることによって、より見やすくなるのではないかと。デジタル上で表示されるフォーマットを統一しようと思っていますので、統一されることによって見やすくなるのではないかと。また、個人ごとにカスタマイズできるということで、特にアレルギーのアラート機能など、その表示を求めているような人にとっても見やすくなるのが考えられると思っています。一方で、消費者のデメリットとしては、デジタル端末がないと表示が確認できないとか、ひと手間かかってしまうとか、通信費用が発生するとか、不具合が生じた場合、確認できなくなるのではないかと。この御意見があったところです。事業者のメリットとしては、原料事情等に応じて包材を廃棄することなく、柔軟にレシピを変更することができる。デジタル表示をすることによって、容器包装上の表示ミスによる商品回収の軽減につながる。容器包装への表示事項が減ることにより、包材の縮小化や印字量縮小によるインクの節約ができ、コスト削減や環境負荷軽減が可能となるなどが言われています。また、事業者のデメリットとしては、適切に運用するための仕組みをきちんと構築していく必要がある。サービス利用に係る初期投資、継続的にコストが負担になる。変更履歴を確認できる仕組みをきちんと構築していく必要がある。容器包装上の表示とシステム・ウェブ上の表示の両方の表示の内容を管理する必要がある。追加的な情報開示が必要になるのであれば、負担が大きくなるなどの声が聞かれています。6 ページです。このページ、次のページが、今、消費者庁で考えている具体的な全体のスケジュール案となります。まず上の四角囲みのところに書いてありますが、容器包装上の表示事項がデジタル上にも表示されることにより、消費者にとって見やすくなるのがメリットになると考えられるため、基本的に全ての義務表示事項がデジタル上でも一貫性のある情報として視認できる仕組みとする方針としたいと思っています。容器包装にあるから、デジタル上は、これは省略できるということではなく、歯抜けにならず、全て義務表示事項がデジタル上は表示することを前提に考えたいと思っています。このため、デジタルで代替することができる表示事項、容器包装にも必ず表示する必要がある事項等について懇談会で議論をすることとし、これと並行して消費者庁において技術マニュアルを作成するというを考えて

おります。

そのため、何をデジタルで代替するかにかかわらず、全てデジタル上に表示してもらうということを前提にマニュアルを作っていきたいと考えております。下の方に表形式でスケジュールを具体的に書いてありますけれども、左側が懇談会での議論、右側が技術マニュアル作成ということで技術マニュアルについては消費者庁の事業で行いたいと思っております。本日が第1回となりますが、このスケジュールと、この後、韓国、中国の制度の調査結果を報告します。第2回を9月から10月あたり考えていまして、消費者庁から食品表示制度について制度の説明をしたいと思っています。具体的には、生鮮食品、加工食品、業務用についてのそれぞれの表示の説明、これまで加工食品が対象のような話をしていましたが、生鮮食品や業務用もデジタル表示が活用しやすいのではないかという声も聞いているところです。安全性に関する表示事項を定めた内閣府令（食品表示法第六条第八項に規定するアレルギー、消費期限、食品を安全に摂取するために加熱を要するかどうかの別その他の食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項等を定める内閣府令（平成27年内閣府令第11号））について、容器包装が小さいもの等、場合により簡略、省略または不要としている表示事項について、消費者の選択に資する適切な表示事項等について一度整理させていただきたいと思っております。その上で、3回目以降にデジタル表示代替に係る議論として、容器包装に残す表示事項の検討と、デジタル表示した場合、表示内容は義務と同様でよいのか、簡略省略したものについての取扱いをどうするのか、生鮮、加工、業務用など、どこまで対象にするかということを検討したいと考えております。それと並行して、右側になりますけれども、年度内に技術マニュアルを作成したいと思っております。技術マニュアルの作成するに当たって実行可能性のあるものとなるよう、事業者ヒアリングしながら進めていきたいと思っております。また、消費者に対してデジタル表示の見やすさに関する実証調査も行いたいと思っています。7ページです。

その上で、来年度以降、今年度出来上がった技術マニュアル案について懇談会に報告させていただきながら、表示代替に関する議論を進めていき、方向性が固まり次第、必要に応じて消費者庁において、方向性の内容について消費者及び事業者に対してヒアリングを実施していきたいと思っております。

これらの結果を踏まえて、懇談会における議論の取りまとめ案を作成していただき、この段階で取りまとめ案についてパブリックコメントを実施したいと思っております。また取りまとめ案の内容に基づいて、消費者に対する実証調査を行いたいと思っております。パブリックコメント等の結果も踏まえながら、食品表示懇談会における議論を取りまとめ、これにあわせて技術マニュアルの公表ということを考えております。その後、取りまとめの内容を踏まえ改正案を作成し、所要の手续として、改正案についてのパブリックコメント、消費者委員会への諮問など食品表示基準の改正について進めていきたいと考えております。ここまでのデジタルツール活用の全体スケジュール案です。8ページです。技術マニュアル案をどういう構成でつくるかということを説明させていただきたいと思っております。9ページです。

ジです。技術マニュアルの作成については、入札により事業実施事業者を決めております。今年度、技術マニュアルの作成をするため、事業者に対する実態調査、消費者に対する実証調査を行いたいと思っております。10 ページです。技術マニュアル等の作成について、中小企業の方にも配慮した内容とし、技術的知識がなくても理解できるよう、簡単にわかりやすく作りたいと思っております。その上で、現在のところ技術マニュアルの案の中の構成としては、技術マニュアルの目的、位置づけ、技術デジタル表示の対象の情報、アクセス手段の表示内容、データの管理の内容などについて、今 14 項目お示ししていますが、これらについて整理していきたいと考えております。11 ページです。案を作成するにあたり事業者にとって実行可能性のあるものとなるよう、このマニュアルを見て、デジタル表示に取り組めるよう、事業者に対して実態調査、ヒアリング調査などを行いたいと思っております。12 ページです。またタイミングを見て、消費者に対して実証調査として実際に自分のスマホで二次元コードを読んでみてもらうということもやってみたいと思っています。調査の中に、例えば食品表示に対するニーズの高い層や容器包装上の表示の確認が困難な層など、小川先生から先ほど若い人の層とありましたけれども、そういうところも踏まえながら実証調査を進めていきたいと考えております。令和 2 年、3 年の実証調査のときは従来の容器包装のまま、表示事項があった状態でバーコード読んで見てもらったというのがありますけれども、今回の実証の際は表示事項をマスキングした形、見られないような状態で二次元コードを読み込まないと表示事項が見られないというような状況にしてやれたらいいなと今のところ想定しているところです。資料 3 の説明について以上となります。

○湯川座長 ありがとうございます。ただ今消費者庁から説明いただきました内容につきまして、質問あるいは御意見がございましたら発言をお願いします。先ほど同様、挙手の上でお名前を名乗ってから発言をお願いします。加藤委員をお願いします。

○加藤委員 日本大学の加藤でございます。説明にあったデジタルツールの活用に関する分科会では座長をさせていただいたところでありますので、最初にコメントさせていただければと思います。分科会で議論した内容としては、時代の流れとして、いろいろな場面にデジタルツールが活用されているところが多いということで、この食品表示に関しても、デジタルツールを活用するということになった場合に、技術的に幾つかの選択肢がある中で、どれが最適かという技術的な問題を中心に議論させていただいたというのが分科会の流れだったと私は理解しております。先ほど説明いただいたように、一定の技術的な活用方法としては、このやり方が消費者が利用するのに良いであろうという方向性を示すことができたというのは、分科会の一つの成果かなと考えております。その中で先程座長の意見として、表示の諸外国との整合性とデジタルツールの活用の検討が相互に影響してくるのではないかと御指摘がありました。それにあわせて、世の中の B to B のところでデジタルの活用というのがいろいろな進捗を示しているところがあり、その B to B のところで物流で

あったり、トレーサビリティの確保であったり、いろいろなところでデジタル技術はもう既にインフラとして使われているところが多々あります。こうしたすでに出来上がっているものと連続的な形で B to C のところのデジタル活用というものも考えないと、余計なコストがかかる可能性があるのかなという気がしております。そういう意味で国際的な整合性ということに加えて、国内の B to B のところで進んでいる議論をきちんと踏まえた状況で、B to C のところへの表示の仕方というものを考えるというのが非常に重要な観点だというふうに思った次第でございます。また、表示事項の一部のみがデジタルで視認できる形にするのは、やはり適当ではないという意味で、6 ページで説明のあった全ての義務的表示事項は、一覧性のある状況でデジタル上に表示するというのは、まずは最低限のところかと思っており、その上で、先ほど申し上げた B to B のところでいろいろなデータが蓄積されているものを、どの程度のレベルで B to C のところにまで出すのかというのは、この懇談会で議論すべき事項の一つなのかなというふうに考えている次第でございます。これがまず1点目で、もう一点、6 ページの今年度の進め方というところで、食品表示懇談会でデジタル表示をどういうふうに代替するのかというのを議論するというのと並行する形で技術マニュアル案を消費者庁の事業として作成をしていくというふうに記載されております。このデジタル表示代替に係る議論と、技術マニュアル案の作成というところとは、ある程度リンケージしながらやっていかないといけない部分があるかなというふうに思います。もう既に御検討であればそれで結構ですが、6 ページ、7 ページを見ると、技術マニュアルは技術マニュアルで作成されて、ある程度でき上がった状態で、令和9年度に懇談会の方にお示しいただくという状況になっております。この技術マニュアルを策定していく過程のところで、先程の小川委員の意見であった若者の声をどういうふうに聞くのかというところなども関係する実証調査等を行うかと思えます。この実証調査をどのようにやっていくのか、事業者への意向調査をどういうふうにやっていくのか等の令和8年度に行われていく事業についても、この懇談会の方で情報共有していただけないかと思えます。これは事務局、消費者庁にリクエストさせていただきたいというところです。以上、二点御確認よろしくお願いたします。

○湯川座長 ありがとうございます。今の加藤委員からのコメントにつきまして、消費者庁から御説明をお願いします。

○宮長課長 食品表示課の宮長でございます。今、加藤先生の方からマニュアルのリンケージの話をいただきました。分科会の方で技術的な面に関して方向性を示していただいて、このマニュアルの作成については非常に技術的、専門的なところを細かく落とし込んでいくということで、そこは事業者も絡めながら、専門性を持つところということで作成していきたいと思っています。そうした中で、節目のところで、今後どういうふうに進めていくのかというところが出てくるかもしれませんし、必要に応じて懇談会の方にも報告させていた

だくのかどうか検討させていただきたいと思います。御指摘ありがとうございます。

○湯川座長 それでは、廣田委員お願いします。

○廣田委員 全国消団連の廣田です。御説明ありがとうございました。なぜ事業者コストや大変な労力をかけてまで進めるのかということ、その社会的な貢献、メリットについてきちんと明確にして進めることはとても大事だと考えております。その上で、資料の5ページにメリットデメリットの一覧がございますけれども、全ての義務表示がデジタル上も視認できるという前提であるなら、やはりデジタル表示はプラスアルファの情報提供であるべきで、単なる文字の引っ越しではなくて、消費者の生活を豊かにするような付加価値があることが重要だと考えています。その中でこのメリットに挙げられている、例えば外国の方が自国語で確認できるとか、アレルギーのアラートの仕組みがあるとか、このピクトグラム、これらの具体的なところが示されていることはすごく分かりやすいと思いました。もう一歩踏み込んで、技術的な対応として視覚障がいのある方や高齢者の方が音声読み上げで確認できるような対応が期待できるというのと考えております。その上で、こちらの活用検討の進め方については賛成いたします。以上です。

○湯川座長 ありがとうございます。瀬川委員お願いします。

○瀬川委員 日本加工食品卸協会の瀬川です。御説明ありがとうございました。また少しB to Bのお話が出てまいりました。私もB to Bについて気になっておりまして、今までずっとアナログで産地リレーをやってきたのですが、これがデジタルになった際に、例えば小売店さんの店頭のデジタルサイネージ等で産地まできれいに情報がつながると、流通業界としてかなり省人化できるのではと期待をしております。また、意図せぬ産地記載ミスについても、デジタル表示にすればヒューマンエラーを防ぐことができる一つの良いツールなのかなと思っております。一つは省人化と、もう一つはヒューマンエラーを防ぐ、この2点で夢のある可能性をつくっていただきたいなというのはあります。記憶に新しいと思うのですが、お菓子メーカーさんで包装のインクを削減したというニュースがありました。もしこれが、既に二次元コードでデジタル表示ができる状態であったら、もう少し今の状況が変わっていたのかなと思います。ですので、どうか未来に対して、可能性を秘めた二次元コードであってほしいなという期待を持っております。以上です。

○湯川座長 ありがとうございます。大角委員お願いします。

○大角委員 食品産業センターの大角でございます。まず、確認というか念押しでございますけれども、食品事業者は中小事業者も多く、デジタルツールへの対応が困難な事業者も多

く存在しております。分科会の取りまとめにもありますけれども、任意の制度にするということは、ぜひ必要だと思っておりますので、その点につきましては改めてお願い申し上げたいと思います。また、せっかく導入するわけですから、事業者にも活用しやすい、負担の少ないシステムにしていきたいと考えております。そのため、諸外国との整合性等とか、あるいはメーカー側の自主的な判断で情報を加えるといったようなものは別といたしまして、新たなデータの管理等が極力少なくなるよう、表示の内容は現行のものを維持していただきたいとお願い申し上げます。さらに、スケジュールにはございましたが、検討の過程のいずれかの段階で事業者の意見を聴く機会を設けていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○湯川座長 ありがとうございます。オンライン参加の阿部委員、中村委員、森田委員、いかがでしょうか。阿部委員お願いします。

○阿部委員 私からは、一つだけしっかり検討していただきたいお願いがございます。先ほど廣田委員のお話の中にもありましたけれども、5ページのメリット、デメリットを見ると、デメリットの内容というのは、消費者が表示内容を見えなかったときのことがほとんどです。そうすると、食品表示自体には、表示を見て、その食品を選択し、消費者の健康を守ったり、あるいは健康増進に寄与したりするという非常に大事な役割があります。しかし、表示を見られなかった人が得られなかった情報によって、例えば健康被害を受けるなどが起きてしまうことが、そのデメリットの一番の問題だと思っています。このようなことから、この部分の議論については、すごく慎重にお願いしたいと思っております。それによって、見られなかった人が悪影響を受けないようにするということを大前提に、メリットを増やしていただけたらというふうに思いますので、それだけお願いをしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○湯川座長 ありがとうございます。小川委員お願いします。

○小川委員 東京海洋大学の小川です。これまでの廣田委員の消費者の方の生活を豊かにするであるとか、瀬川委員の夢のある二次元コードの使い方というのは大変私も同意するところです。せっかくですので、デジタルを使ってよりよい社会にするという方針で考えていきたいと思っています。一方で、商品とデジタルと両方に表示がされることによって、原則としてはそれらが一致しているという前提で議論が進んでいますけれども、万が一齟齬が出た場合、例えば商品の表示は正確なのだけれども、デジタルの方で何らかの情報が抜けてしまうといった不整合が生じる可能性であるとか、時間的なタイムラグによって不整合がもしかしたら生じる可能性もあります。そうなったときに、任意でチャレンジをした事業者が結果的にペナルティーを受ける、といったことが生じないように、制度的なところも含

めて、どこかで議論する必要があるのではないかと思いますので、そこを留意していただきたいというコメントです。

○湯川座長 ありがとうございます。恐らく罰則との絡みということになると思いますので、それはそれでまた資料を整理してきちんと議論するということになると思います。先ほどこからデジタルへの取り組みは任意という言葉が出ていまして、私もわかりにくかったのですが、任意というより、選択制という考え方の方がよいと思います。ある企業が容器包装のみに表示をする一方で、別の企業はデジタル上で表示を行い、容器包装上の表示の一部を省略する、こういった選択制の制度だと理解できます。こういった2種類の表示が流通するイメージと思います。デジタル込みの表示か、あるいは容器包装上のみの表示かの選択制になるということで理解していただければと思います。森田委員お願いします。

○森田委員 今の湯川先生の御説明にあったように、これは事業者が任意にこのデジタルを取り込むときには、容器包装上の表示は一部簡略化して、そしてデジタル上では全ての義務表示事項が一覧性のある情報として視認できるという仕組みになるという、私もそのような理解でございました。しかし、この6ページの資料では、「容器包装上の表示事項がデジタル上にも表示されることにより、消費者にとって見やすくなる等のメリットを得ることができると考えられるため、基本的に全ての義務表示事項がデジタル上でも一覧性のある情報として視認できる仕組み」との説明があります。ここに「デジタル上でも」とあるので、委員の中には、容器包装上でもデジタル上でも両方とも全ての表示が必要であり、これにプラスアルファして、例えばアレルギーのアラートですとか、これまで省略規定がある添加物ですとか、それから表示可能面積が30平方センチメートル以下の場合に省略している表示ですとか、そういうものも含めて、デジタル上ではより詳細な情報提供になると考えられる委員もいらっしゃるのではないかと皆様の意見をお聞きして思いました。この資料は「でも」と書かれていて、容器包装上にも全ての表示事項を残すのだと読めてしまいますので、そのところをまず委員の間できちんと情報共有をしておかないと、今後の議論がうまくまもられないような気がしておりますし、第1回目ではまず、そのところをきちんと共有することが必要かと思います。

それから、技術マニュアルのところでも、確か京増課長補佐の御説明の中で、消費者に対する実証調査では、容器包装上の表示はマスキングをして、表示を見られなくするというようなことをおっしゃっていました。そういったことを含めると、容器包装上の一部の表示が省略されて、デジタルで補完する。そして、そのデジタルの方では、その補完する情報だけではなくて、全ての義務表示事項が一覧性で見られる。そういうことですので、ここの6ページの2行目のところの「でも」の部分についてわかりにくいと感じました。そこについて御説明お願いいたします。

○京増課長補佐 今回の御質問ですけれども、今、あくまで消費者庁が考えているものとしては、デジタルツールの活用により、容器包装から一部の義務表示事項を省略するという事を考えております。懇談会では、容器包装からは省略してデジタルで代替可能とできる事項について御議論いただきたいと考えております。その上で、デジタル上は全ての義務表示事項が見られると言う意味で、資料中の「でも」という表現がわかりにくいという御意見でしたが、デジタル上は全部見られる、容器包装からは省略していいものがあるということを今考えているところです。

○森田委員 今回の御説明ですけれども、それは容器包装上の義務表示事項の一部を省略するという事でよろしいですね。

○京増課長補佐 義務表示事項以外は、事業者がそれぞれ必要に応じて表示されているかと思うので、懇談会での議論はあくまで食品表示法に基づく食品表示基準の中の義務表示事項について何を容器包装から省略してデジタル表示で代替してよいかということとなるかと思います。

○森田委員 わかりました。ありがとうございます。

○湯川座長 今回の議論は、どのような表示の枠組みにしていくのか。また、廣田委員からは、デジタル上の表示はプラスアルファであるべきというお話がありました。大角委員からは、現行の表示内容を増やさないで維持するというお話がありました。基本的な議論だと思いますので、この部分について、もう少し委員の皆様方のお考えを伺っていきたいと思います。いかがでしょうか。加藤委員お願いします。

○加藤委員 日本大学の加藤でございます。この後で御説明いただく資料4のところで、韓国と中国の例を見せていただくと、まさに二つの考え方があると思っています。一つは、義務表示事項は全て容器包装上に表示して、これに加えてデジタル上で義務表示でない事項も追加するというものと、もう一つは義務表示事項の一部を省略することによって、容器包装上に残る表示の文字のポイントを大きくして見やすくするというもの。二つ目の、容器包装上は省略してもよい表示事項についてまで踏み込んでデジタル化を進めるということは非常に重要な考え方だと思いますし、もう少し議論をしながら結論を出していくべきことだと思っています。韓国、中国の調査結果の報告資料を読んだときに、容器包装上とデジタル上で全く同じものが二つ並んでいる状況になっているというのはいかがかなと思いながら、消費者と事業者のどこにメリットが生じてくるのかということを考えた上で、今、京増課長補佐がおっしゃったように義務表示事項の一部をデジタル化するという形としていくかどうかということを、もう少し慎重に考えていった方がよいのではないかと私は考え

ている次第でございます。

○湯川座長 宮長課長お願いします。

○宮長課長 食品表示課の宮長です。若干補足を私の方からさせていただきたいと思えます。廣田委員の方から、社会的な意味でのメリットというところをどのように幅広く捉えていくのかという御指摘がありました。このデジタル化というのはデジタル化ありきということだけで議論が始まったということでは必ずしもなく、令和5年度の懇談会取りまとめの食品表示制度を巡る事情の部分を読みませいただくと、この食品表示制度というのは、これまで改正を重ねながら、表示事項が増えてきているというところがあります。それはもちろん、そういったニーズに合わせながら増えてきたところが背景にあるわけですが、その中で指摘されている課題として、その表示事項が拡大していくに伴う表示内容の増加、複雑さや難解さといったこと、それから事業者のコスト上昇や表示全体の見づらさにつながる要因があって、消費者にとって見やすさを優先する観点から、できるだけ避けるべきと考えている部分もあるというような、御指摘、整理がされているところが前提としてあります。そうした中で、このデジタルという、新しい時代の潮流の中で、そういったものを今、我々国民の中でも、日本の中においても、例えばスマートフォンであるとか、いわゆるデジタルツールとしての活用が非常に普及してきた中において、こういったことが追求できるのか、それが消費者にもメリットにつながる部分があるのではないか、例えばピクトグラムの話もございましたけれども、そういったところを活用していくというところが、今までになかったところの価値として出てきているところがある。そういったものがこれまで議論された中で、このデジタルをどのようにしていくのかということを考えていただければありがたいと思えます。若干補足でございます。

○湯川座長 ありがとうございます。廣田委員お願いします。

○廣田委員 全国消団連の廣田です。宮長課長のおっしゃること、とてもよくわかりました。方向性について全く異論はないのですけれども、さっきの森田委員のコメントは、私も全く同感です。というのは、この書き方の問題だけなのですけれども、ちょっと誤解を生じさせるような書き方で、デジタル上のものと容器包装上のものがイコールだけれども、デジタル上はちょっとプラスアルファの情報が含まれるような形になるというふうに誤解しかねないような書き方だと思います。そうではなくて、この3行目には、デジタルで代替可能とすることができる表示事項を検討するということも書いてあるので、要は最終的には容器包装から一部の義務表示事項を省略できるということを検討するとはっきり明確に書いてもらった方が、方向性がかみやすいと感じています。以上です。

○湯川委員 これについては、当初からそういう議論で説明いただいていますので、今の廣田委員の御指摘については、必要に応じ資料を修正し、誤解のない書き方にして公表することでお願ひします。まだ発言のない島崎委員あるいはオンラインでの中村委員、いかがでしょうか。島崎委員お願ひします。

○島崎委員 日本農林規格協会の島崎ですけれども、今日どこまで議論するのかなと思ひながら聞いていて、このデジタルの話は、先ほど加藤委員からもありましたが、資料 4 に韓国、中国が、どういう状態かというのが参考に示されていて、これらも、非常に参考にしながら、今後考え方を決めていくのだろうなと思っています。前々から言っていますように、多くの消費者の中で全部の表示を見る、細かく見る方とポイントだけを見る方など様々な方がいらっしゃいます。多くの消費者の方が見られるポイントについては、容器包装上に残して、詳しく見たい人はデジタル上で見るというような考え方もあると思うので、それは今後、この懇談会の中で資料を見ながら議論していくのだろうなと思っています。

さらに、先ほど説明がありましたように、一度実証的なものをやりたいとおっしゃっていました。これが僕は非常に重要だというふうに思ひて、実証してみた上で、やっぱり少し違ひた、ここの議論だけではなかなか把握できないこともあると思うので、実証した上で、やはり少し手直しをした方がいいだろうということも頭に置きながら進めていただければと思っています。以上です。

○湯川座長 ありがとうございます。中村委員お願ひします。

○中村委員 オール日本スーパーマーケット協会の中村でございます。私の方からは、基本的な進め方としては全て賛同させていただきたいなと思ひておりますが、一つ、B to C の私の話の前に B to B というようなお話もございました。一つの情報として御提供させていただきたいのは、私は経済産業省が進めている「消費財サプライチェーン協議会」というものに参加しておりまして、そこで B to B の世界の中で商品にまつわる情報を一元管理しようという動きが別で進んでおります。今年の 12 月に仮にスタートされるというようなメーカー、主要メーカー、それから卸売、そして小売というようなところまで情報をつなげていこうというような動きがある中で、その情報の提供の大元である商取引にまつわる部分は経済産業省が進めています。将来的には食品表示のような品質上の情報も載せていこうという話になっていますので、恐らく将来的には二つの議論がつながっていくのだろうなと、つながっていけばいいなと夢を描いているのですけれども、その中でメーカーからは、この動きをより強固にスピーディーにやっていくためには、どちらかという商取引というより、B to C のこの表示の情報を確立の方がメーカーとしては本気で取り組むというような話を言われました。消費者の方々に届ける情報であるがゆえに、B to B の世界よりも B to C の世界が確立された方が、企業全体として真剣に取り組んでいくというようなコメン

トもあったので、こういった期待もありながら、将来的にはこの辺りがつながっていくというところが理想だと思っております。スタートは一元管理をどこかするかということよりも、個々のメーカーでやっていくっていうところからスタートするということだと思いますが、そういったところも視野に将来的には考えていければいいなと考えております。以上です。

○湯川座長 ありがとうございます。森田委員お願いします。

○森田委員 今後の議論についてなんですけれども、義務表示の一部を代替するというような方向性ということで今確認したのですけれども、その際に、消費者がどの表示を見ているのかということ、何を重視して見ているのかということ、やはり参考としても示してもらいたいと思います。例えば、今年の5月に公表された消費者庁が行っている食品表示に関する消費者意向調査の中では、表示の中で消費者が一番見るものは期限表示で、次いで保存方法、原産地、原材料と続いています。

その後に栄養成分表示、アレルゲンとなっていて、消費者がやはりその原材料名のところをよく見ているのだというようなアンケート調査もございます。また、このアンケート調査では、現在の食品表示に関して満足をしているのかというような問いに対しては、75.9%が商品選択に必要な十分な情報が得られているということが示されていて、今の食品表示制度に十分満足している方、大体満足している方も含めて8割以上であるというような結果もあります。これは今後の懇談会の中でも重要だと思っています。国際整合性ももちろんありますので、表示を足していくのもいいのだけれども、現行ではもう十分な情報を得られているという消費者が8割いるということ、そこを踏まえた上での今後の全体的な検討と、それからこれから代替していくものの事項に関しては、消費者が何を見ているのかということも、こうしたアンケートがありますので、そういったことも含めて検討をしていただければと思います。ですので、次回以降こうした資料も含めてお示しいただければと思っています。

○湯川座長 ありがとうございます。大事な視点だと思います。ほかいかがでしょうか。もし無いようでしたら、今年度の懇談会で行うデジタル表示に係る議論について、今年度から開始するということ、それから技術マニュアル案の作成については、並行して今年度事業で作成するということで進めたいと思います。途中で廣田委員から、誤解のないように修正をお願いするという御意見もありましたので、公表する資料については、誤認のないよう書き直していただきます。今年度、デジタル表示については、この方向で進めるということでもよろしいでしょうか。ありがとうございます。それでは、続いて、報告事項ですが、資料4、食品表示へのデジタルツールの活用に関する海外制度調査結果の報告について、消費者庁から説明をお願いいたします。

○坊課長補佐 消費者庁食品表示課の坊でございます。食品表示へのデジタルツール活用に関する海外制度（韓国・中国）調査結果の報告をいたします。今現在、食品表示の制度としてデジタルツールを活用した制度を導入している国は、我々の調べた範囲においては、韓国と中国がございます。その韓国と中国の制度について調査しましたので、その内容について説明いたします。

2 ページです。まず韓国、中国のデジタル表示制度の導入の経緯です。韓国も中国も、容器包装の面積が限られている中、原材料、消費期限、アレルギー等、提供すべき情報が増えてきて、消費者が必要な情報を探しにくい、文字が小さくて読みづらいという状況がありました。そのような状況を解消するために、両国ともデジタル表示を導入してはどうかという形で議論がスタートしています。この点は、基本的に我が国の状況ともそんなに差異はないのかなと思っております。その他、韓国であれば、食品安全情報、健康情報、生活情報をリアルタイムに確認できる仕組みを整えたり、高齢者や視覚障がい者にも情報を届けやすくしたりと、デジタルならではのメリットを考えております。また、食品の安全管理、物流体系の情報をデータとして管理していきましょうという形の政策として、デジタルツールを活用しているという面もございます。中国においても同様に、食品表示情報をデータ管理することによって様々なことができるようになるということで導入を進めているところです。韓国は、2022 年 9 月から実証事業を開始しており、その実証事業の結果も見ながら、2025 年 8 月に食品等の表示基準等を改正して、デジタルツールを活用した制度を導入しています。一方中国は、2025 年 3 月に制度を改正して公布して、2027 年 3 月に施行する予定という形です。

3 ページです。具体的な表示制度の概要でございます。制度の名称として、韓国は e ラベル、中国はデジタルラベルという制度で、韓国は 2025 年 8 月に既に施行されていますが、中国は 2025 年 3 月公布で 2027 年 3 月施行という形です。韓国の対象範囲は、一般の加工食品と生鮮の畜産物、あと器具又は容器・包装となっております。韓国では器具又は容器・包装の表示制度もございます。その他、保健機能食品についても、韓国においてはこの e ラベル制度の対象となっております。ただ、水につきましては、この e ラベルの制度ではなく、別法令で既にデジタル表示が導入されています。中国の対象範囲は、包装済みの食品という形でございますので、包装済みの加工食品が対象になっています。制度の義務・任意ですが、韓国、中国ともに任意と書いていますけれども、基本的には選択制で、デジタルツールを活用した表示を選択することもできます。両国とも法令を改正しておりまして、データ管理の方法は、韓国は一元管理で国家のデータベースの中に皆さん情報を入れてくださいという整理でございます。中国は分散管理でございます。ただ、中国は業界団体や自治体がデータベースを整備しても構わないというような形の制度になっております。デジタルで代替可能な義務表示については、韓国は一部の義務表示事項については、デジタルツールで表示するのであれば、容器包装上に表示する必要はない事項がございます。中国は、事業者の住所のみ代替可能という形でございます。デジタルの義務表示も、容器包装上に残ってい

る表示事項にかかわらず、全ての義務表示事項はデジタル上で見られるようにするという形になっています。そのほか、細かい話は、後ほど出てきますので、次のページに行かせていただきたいと思います。

4 ページです。これは日本の制度と韓国、中国を比べて、どの対象範囲がデジタルツールを使った表示ができるのかを整理した表でございます。韓国は生鮮食品の畜産物についてはデジタルツールを活用した表示の対象になっています。その他、一般用・業務用も含めて、加工食品についても対象になっておりますし、保健機能食品についても対象になっています。ただ、食品添加物については対象になっておらず、お酒については対象になっています。飲料水については、別法令でデジタル表示が施行済みの形でございますので、こちらについてはこの制度では対象になっていないところでございます。中国につきましては、一般用・業務用も含めた加工食品、保健機能食品、お酒、水含めて包装済みの加工食品が対象になっているところでございます。

5 ページです。具体的に代替可能な義務表示事項でございます。先ほど説明しましたが、中国は、事業者の住所のみがデジタルツールを活用した場合に、容器包装に表示しなくてもいい事項になっています。韓国は複数事項が代替可能となっております、その中身につきましては、名称、事業者の住所は容器包装に表示する必要がない事項でございます。あと原材料につきましては、ちょっと複雑ですけども、一部省略可能という形でございまして、原材料上位3位までについては、デジタルツールを活用したとしても、容器包装上に上位三つは書いてください。そのほか、その上位三つを除いて、重量割合3位までの添加物の主な用途についても表示してくださいというルールになっています。その他の事項については、デジタルツールを活用したとしても、容器包装上の表示からは省略できない形でございます。この原材料名の省略のところについて、次のページで詳しく説明させていただきます。

6 ページです。こちら、MFDS 発行の食品等の e ラベル運用ガイドラインに出ている例をそのまま持ってきています。このデジタル表示と書いているところがデジタルで表示される事項で、その場合の容器包装上に表示しないといけない最低限の事項というのが左側になります。従いまして、先ほど上位三つ、配合割合の順位が高い三つの原材料については書いてくださいと説明した部分は、表の右側の複数の原材料が、表の左側では「精製水、ビタミン C、スイートラ」という三つの表示という形になっています。ただ、この上位三つの原材料を表示する場合について、複合原材料については、複合原材料の構成要素は表示する必要がないというルールでございますので、スイートラの構成要素までは表示する必要がないということになります。これに加え、この上位三つ原材料以外に主な添加物について表示してくださいというルールがございます。主なというのは、直接添加した添加物のうち、一括名や用途名があるような添加物（韓国の「食品等の表示基準」の「表4」及び「表6」に該当する食品添加物）については表示してくださいというルールでございます。ただ物質名が書かれているような添加物については物質名で書く必要がないという形です。この中ですと、クエン酸とクエン酸ナトリウムとスクラロースが対象になりまして、容器包装上は用

途名だけを表示するルールですので、「酸味調整剤、甘味料」とだけ表示する形になります。韓国はデジタルツールを使ったとしても、原材料の一部、原材料名の一部の表示は残すような形の制度となっているという説明でございました。

7 ページです。栄養成分です。栄養成分の表示自体は、日本は熱量を含め五つの成分が義務表示になっておりまして、熱量、たんぱく質、脂質、炭水化物、ナトリウム（食塩相当量）が義務表示です。中国について、先程省略可能なのは事業者の住所だけと言いましたので、デジタルで表示したとしても、栄養成分についても容器包装上に全て表示する必要があります。

韓国については、デジタルを使った場合は、この栄養成分についても一部容器包装に表示なくていい事項がございます。日本と比べますと、熱量とナトリウムについては容器包装にも必ず表示する事項になっていますけれども、たんぱく質、脂質、炭水化物についてはデジタルで表示するのであれば、容器包装上からは表示を省略していいという形になっています。その他、韓国にも個別品目ルールがございまして、下表に出ていますけれども、こういったものについてもデジタルツールを活用して容器包装上の表示は省略していい形になっております。

8 ページです。こちらは、日本では義務表示になっていないけれども、韓国・中国では義務表示になっている事項のうち省略できるものの表でございます。韓国は、先程名称は省略可能となっているとお伝えしましたが、商品名・製品名自体が義務表示となっておりますので、こちらについて省略することはできません。そのほか、一部のものについては製造年月日の表示も義務付けられておりまして、こちらも省略できない事項です。あと栄養成分については日本の五項目以外に、さらに糖質、トランス脂肪酸、飽和脂肪酸、コレステロールについて義務表示になっていまして、そのうち糖質とトランス脂肪酸については容器包装から省略ができませんが、飽和脂肪酸、コレステロールについては省略が可能な事項になっています。その他、韓国には様々な義務表示事項がありまして、安全のための注意表示事項で窒素ガス充填の有無や、品目報告番号は省略可能です。この品目報告番号ですが、韓国は製造開始時に、その商品の情報を行政に届け出ないといけないので、その行政に届け出たときに与えられる番号が容器包装に表示されているのですが、それは省略可能です。また、容器包装の材質、合成樹脂を使っているとかゴム材であるとかの表示も省略が可能になっております。

9 ページです。こちらがデジタル表示に関する韓国、中国調査のまとめでございます。韓国につきましては 2022 年以降、実証事業を進めており、その結果を踏まえて、2025 年 8 月 29 日に制度化されております。制度実施は、選択制でございます。対象は一般の加工食品、業務用加工食品、生鮮の畜産物、器具・容器包装、保健機能食品等が対象になっておりまして、他の制度でラベルレス化を進めている水は対象になっておりません。データ管理については、事業者が MFDS の FOOD QR ポータルという国のデータベースに登録する一元管理型になっております。容器包装の義務表示事項の一部を二次元コード等で代替可能な形で

すので、デジタルツールを活用した場合については、一部の表示事項については容器包装に表示しなくてもいい制度になっております。その他、任意で調理方法、トレーサビリティ情報、販促情報、視覚障がい者向け情報等についても提供可能な制度になっています。後ほどまた詳しく説明しますが、韓国の事業者に対してヒアリングを行った結果では、リアルタイムの印字設備、システムとの連携、包装表示との二重管理が負担となるというような意見がございました。

続きまして中国です。2025年3月に制度が公布・公表され、2027年3月に施行予定となっております。制度実施は、選択制でございます。対象は包装済み食品という形で、容器包装に入れられた食品全般でございます。データ管理については、分散管理を基本に、業界団体・自治体の標準プラットフォーム整備も進めているところでございます。容器包装の義務表示事項のうち、データツールを活用した場合については、事業者の住所のみが省略可能の形でございます。デジタル表示上では、任意で原料原産地、製造工程、検査証明、調理方法、トレーサビリティ等の付加情報も提供可能です。ただし、広告・マーケティング情報は、デジタルで代替した義務表示事項と混在させることは原則不可となっております。中国の事業者に対してヒアリングを行った結果では、事業者への行政支援や低コストの仕組みがあれば、これから取組が推進されていくのではないかという意見がございました。続きまして、韓国の制度についてもう少し詳しく説明させていただきます。

11 ページです。韓国は、先程申しましたが、制度化前に実証事業を実施しています。左側にある商品の表示が元々の表示で、実証事業で二次元コードを活用した際の表示が右側になります。韓国では、包装上の表示を補完する手段としてデータツールの活用が検討されてきましたので、基本的には二次元コードで代替しながら、一部の表示事項については省略可能という形を確認する実証事業でございます。

12 ページです。実証時には容器包装上の表示を省略できた表示事項が、制度導入時には容器包装上に表示することとなったものもでございます。具体的には、実証事業では、原材料名は全て省略可能という形でしたが、実証後は、上位3位、プラス添加物三つは表示を残さないといけないというような形で制度化されています。そのほか、栄養成分についても、実証当時は全ての栄養成分が省略可能になっていたものを、熱量、ナトリウム、糖質、トランス脂肪酸については容器包装に表示が必要という形で制度化されています。

13 ページです。事業者ヒアリングの結果でございます。実証事業に参加していた事業者の中でも、製品の一部の品目で導入にとどまっているようですので、デジタル化は制度としてスタートしていますが、デジタルツールを活用した表示を付けた商品が多く出回っているという状況ではないという現状でございます。導入にあたり、包装表示とデジタル表示情報の二重管理の問題であったり、国家データベースへの手入力であったり、更新作業であったり、また社内システムとの連携、設備投資が問題になっているようです。したがって、当初期待されたトレーサビリティや期限管理の高度化というより、表示スペースの補完や、消費者向けの情報提供に効果が限定されているというのが今の韓国の現状でございます。

す。そのほか各メーカーの意見としては表のとおりでございまして、負担が大きい中、その負担をしてまで、デジタルツールを活用した表示を行うメリットがあまり感じられないので、なかなか導入が進まないのではないかとこのところでございます。

14 ページです。デジタル表示の監視についてです。韓国では以前から EC サイト、販売プラットフォーム、SNS、オンライン広告等の食品等の表示広告も、この表示制度の規制の対象でしたが、2025 年改正によって、食品のデジタル表示、広告の違反についてモニタリングもできることになりました。ここで言うモニタリングとは、Web 上の販売ページの広告などを常時確認して、違反の疑いのある表示広告、主に日本における景品表示法の不当表示や、薬機法違反の表現等をモニタリング監視しているというような仕組みでございます。モニタリング業務は委託可能となっています。EC サイト上等の違反が明白な場合については、プラットフォーム事業者に対して違反事実の揭示と消費者への告知を要請でき、違反事業者を特定できない場合は、プラットフォーム事業者に対して、出店している違反事業者の情報の提出を要求できるとなっています。行政処分については、デジタル表示専用のものではなく、一般的な容器包装の表示違反と同様の処分が適用されています。デジタル表示情報は、特別に資料の保存義務を課しているわけではありませんが、デジタルか否かにかかわらず、事業者は一般的な説明義務がありますので、行政から求められた場合については根拠資料を提出する必要があるという制度でございます。

15 ページです。先ほど水は別制度と申し上げた、韓国のミネラルウォーターについての説明でございます。韓国では、ボトル入りミネラルウォーターは気候エネルギー環境部が飲用水管理法に基づき管理しておりますので、食品表示の管轄とは違う省庁が、違う法律で管理しています。資源循環政策によって 2022 年からラベルレス化が進められて、2026 年 1 月から本格施行されております。現状、韓国のミネラルウォーターは、キャップの上部に二次元コードをつけた上で、ラベルレスを行って、容器包装に表示しないといけない表示についてはレーザー印字等でキャップやボトル本体に直接表示しています。デジタル代替可能な表示事項は、二次元コードを読んでデジタル上で確認するというような形になっています。

17 ページです。中国の事業者ヒアリングの結果でございます。中国ではデジタルラベルは選択制ですが、試行段階から全国展開に移行しつつあり、事業者側の受け止めも比較的前向きでございます。主な課題としては、二次元コード自体が複数付いていることによって消費者が混乱したり、表示ルールや画面仕様のばらつきがあったり、登録情報の更新・管理負担が上がっています。ただ、二次元コードを作ること自体は費用がかからないのですが、情報を管理する人件費や、データ更新、必要によっては生産ラインの改造等が実質的な負担になっているようです。中国の制度は、容器包装上の表示は事業者の住所しか省略できませんので、容器包装上の表示もありつつのプラスオンの情報提供をデジタルで行うというイメージだと思っています。

18 ページです。中国のデジタル表示の監視です。中国もデジタル上の情報は、通常の食品表示規制の対象となっておりますので、今回のデジタルラベル専用の独立した監視・罰則規

定は現時点では確認できておりません。ただ EC サイト、第三者販売プラットフォーム、自社サイト等に掲載される食品販売情報についてもネット食品安全規制の対象ですので、容器包装の表示と EC サイト上の表示等が一致しない場合については、取締まりの対象となっています。

また、中国のデジタル表示につきましては、表示内容の改ざん禁止と修正・更新時の履歴記録が求められております。その他、ログ情報については、製品の賞味期限満了後 6 か月以上、賞味期限が明確でない場合については 2 年以上保存することが求められております。また、プラットフォーム事業者につきましては、違反行為が発見された場合、警告、検査順位低下、食品情報の遮断、販売リンク削除、店舗アカウント閉鎖等の措置を出店者に対して講じることが求められる形でございます。最後、今後の議論の参考になりそうな情報を紹介したいと思います。28 ページをお願いいたします。こちらについては、先程の韓国の栄養成分表示について、デジタルに代替可能なものと、必ず容器包装に表示しないといけないものを整理した表でございます。韓国につきましては、ナトリウム摂取量が WTO 勧告の 1.5 倍を超えておりますので、韓国の栄養課題として、やはりナトリウム過多という問題がございますので、ナトリウムについてはデジタル上だけでなく容器包装にも表示しないといけない形になっているというところです。また、一部年齢層では糖類の摂取量もまた WTO の勧告を超えておりますので、糖類についてもナトリウムと同様にデジタルへの代替不可となっているというところでございます。続きまして、29 ページをお願いいたします。韓国につきましては、このデジタルツールを活用した際の二次元コードの周りに、エンボス加工を施すことを推奨していきまして、これによって、ここに二次元コードがあるということが視覚障がい者の方にもわかりますので、読み上げ機能を使えるような形になっているというのが韓国の制度でございます。

その他、容器包装上のフォントサイズですけれども、これについてはデジタルツールを活用した場合については、一部の表示を省略可能としていることから、韓国であれば、容器包装の表示については通常フォントサイズが 10 ポイント以上となっているところ、デジタルツールを活用した場合については 12 ポイント以上で表示するという制度になっているところでございます。その他細かい部分については資料に記載しておりますけれども、本日説明させていただくのは以上になります。

○湯川座長 ありがとうございます。今、消費者庁から説明いただきました内容につきまして、御質問がありましたらお願いします。

○島崎委員 島崎です。非常に興味深い資料で、これから我々が議論する際に非常に参考になるなと思って見ているのですけれども、1 点だけ質問をお願いしたいです。韓国も、水については、この写真を見る限り、ラベルの付いたものはもう存在しないと考えていいのでしょうか。

○坊課長補佐 現状、レジを通すのにバーコードがあつたりするので、その辺で完全にラベルレスというところまでは至ってないのかもしれませんが、基本的には完全にラベルレスを目指して取り組んでいるところでございます。

○島崎委員 ありがとうございます。日本でもたくさんの種類の水が売られていますけれども、ラベルでおいしそうに見えたりするので、無いとなかなか選びにくいなとちょっと思ったものですからお聞きしました。ありがとうございます。

○湯川座長 廣田委員お願いします。

○廣田委員 全国消団連の廣田です。御説明ありがとうございました。資料の11ページのところに韓国の商品が掲載されていてこれとは違う商品なのですが、専門店で買ってみたものを今日持ってきております。皆さんにも、実際に二次元コードをピッと読み取りしてもらえれば良いと思うのですが、思いのほかデジタルの表示が見やすく、情報がすごく獲得しやすいということがよくわかりました。実際にやってみたことで、自分自身、少し前向きな気持ちになりました。デジタル表示上、コマンドのように各表示事項が横並びになっていて、栄養とか原材料とかアレルギーとか、どんどん右に行くとか最後、保存方法まで一括で、一目でわかるようになっています。ただ、既に、キャンペーン情報や販売促進の情報等の二次元コードが付いている商品がありますので、食品表示の二次元コードなのか、入り口が明確でないと混乱するというふうに実感しました。それは色なのか、形なのか、マークなのか、いろいろな方法があると思うのですが、やはりここで食品表示情報が明確に手に入るという入り口がきちんとわかるような仕組みが、日本においても制度上必要だなというふうに感じた次第です。一方でスマホを使えない、使いづらい方とか、持っていない方が取り残されないようにという情報格差に対する目線は持っているべきだということも感じましたので、ここで話すことではないかもしれないのですが、店舗で専用の読み取り端末が貸与されるとか、サポート体制で専任スタッフがいるとか、そういったことも踏まえて、この制度が社会実装に当たっていろいろな配慮が必要だなというところを感じました。

○湯川座長 ありがとうございます。加藤委員お願いします。

○加藤委員 日本大学加藤でございます。中国、韓国の具体的な事例を見せていただいて、イメージがだいぶ湧いてきているところでございます。もしわかれば教えていただきたいなと思っている点として、韓国の場合、先ほど来の議論で示されているように、かなりの部分を省略することができるというような制度設計をしているというところかと思えますけ

れども、これは必ず容器包装上に残さなければいけない、これはデジタルにも代替できるということを判断する際の基準について、何らか情報を持っていけば教えていただきたいというのが1点と、日本で実際こういう形で幾つかの表示を省略するというにした場合に、これは容器上に限らずデジタル上も含めて義務表示を開示すればいいのだという手順の制度改正なのか、容器包装上の義務表示をここまで減らすことができるというような制度改正になるのか、手順としてどういう制度改正をしていくことによって、我が国においてこのデジタル表示による代替を実現させることができるのかというのがもう少しイメージできればなと思い、教えていただきたいと思います。

その手順次第では、2年間という期間の中に実証実験までやりながら、具体的なものまでつくることができるのかなというのが見えなかったものですから、どういう基準で韓国が決めたのか、日本で実際しようと思った場合には、どのような手順が今後、必要になるのか、そのあたり現時点でわかる限りで結構ですけれども、教えてください。よろしくお願いします。

○坊課長補佐 韓国について、表示事項の中で何を代替していいのかというところがございますけれども、まずはこの韓国の食品表示の制度を持っているところが食品医薬品安全処というところがございます。したがって、デジタルツール活用表示は、まずはここが所管している法令のみになっているというところがございますので、ここ以外の省庁が持っている法令については、今回対象になっていないというのがまず1点というところがございます。具体的に言いますと、生鮮の農産物、水産物については農林畜産食品部であったり、海洋水産部が所管していますので、その法律、制度については今回対象にはなっていないところがあったり、その他、原料原産地についても、別のところが所管しておりまして、そちらについても今回対象になっていないというところがございます。その他、食品医薬品安全処が持っている制度の中で、何を残して何を代替可能にしたかの基準については、今回の調査の中ではそこまで詳しくはわかっていないというところです。

○湯川座長 あと、もう一つの質問、どうでしょうか。

○坊課長補佐 制度としては、基本的にはあくまで表示を代替するという形でございますので、デジタルツールを使って表示したものについては、それが食品表示の義務表示となるというところがございます。

○湯川座長 念のため伺いしますが、この制度改正で法律改正は必要あるのでしょうか。

○坊課長補佐 基本的には食品表示基準の改正で対応できると考えております。

○湯川座長 ありがとうございます。森田委員お願いします。

○森田委員 中国と韓国の事例の御説明ありがとうございました。それ以外の国、欧米はまだ全然取り組んでいないということだと思いますし、中国に関してはデジタルでほとんど代替できないので、韓国の事例がこれから義務表示の何を移管させるかという意味で参考になるのかなと思いました。一つ感想なのですが、実証試験の前では原材料名も栄養成分も全部デジタルに代替させようというふうにしていたのに、実証試験をした後で、原材料の多いものを三つ、添加物を三つ残す、計六つはやっぱり容器に残すとか、栄養成分に関してはナトリウムや糖質も残すというふうになっています。いずれも、一部のみ容器包装に残っていて、何かルールが複雑ですし、中途半端という感じも受けました。どうして実証試験で、こういうふうに残すことになったのか、もしわかれば教えていただきたいというのが1点あります。それから、もう1点は、前回の実証試験のときは、都会のスーパーで、しかも参加する人が限られていたので、デジタルに慣れているという前提でみなさん参加したと思うのですが、今回はもう少し対象を広げて頂きたいと思います。先程小川先生は若い人とおっしゃっていますけど、デジタルに慣れていない人ですとか、制度を考える上で、実証試験のモニターをどういうふうに組むのかっていうのも大事なかなと思います。前回のように、デジタルに慣れている人だけじゃなくて、慣れていない人も含めて様々な人の意見を聞きつつ、実際に代替ができるのかできないのか、それか残すのか、幾つ残すのかというようなところも慎重に検討していくことが必要だなと思いました。以上です。

○湯川座長 ありがとうございます。

○京増課長補佐 先程、加藤委員の話にもありましたし、今、森田委員からもありましたけれども、我々も韓国の政府がどうしてこのようにしたかというのを明らかにできればよかったと思っていますが、なかなか調査の中で行政機関にまで詳しく聞ける機会がなかったため、詳しくはわからなかったということになります。11 ページの内容について、これはあくまで想像ですが、先ほど説明があったように、原料原産地などは他省庁で義務付けしておりまして、韓国の原料原産地は原材料の上位3位まで表示しています。そのため実証の際も結果として原料原産地を原材料に対応させて書かないといけないので、上位3位までの原材料とそれに対応した原料原産地を書いていると想像されます。他省庁で義務付けしている関係で実証でも省略できなかったのも、制度化するときに戻ったのではないかと、ナトリウムの FOPNL のようなものについても、従来のものにも付いていますし、実証の際も結果的に付けることとなるため、制度化するときに戻ったのではないかと想像しております。あくまで実証前後の容器包装を見た感じの想像なので、政府から確認をとったということではありません。

○湯川座長 よろしいでしょうか。島崎委員。

○島崎委員 今、韓国の製品の二次元コードを見てみたのですけれども、そうすると、この品物にダイレクトの情報が見られることがわかりました。昨年度のデジタル分科会の検討会においては、ダイレクトに見られる場合は、この商品のどこかが変わると企業の方は二次元コードも変えないといけない。デジタルの検討会での御報告だと、一回その企業の専用のページに行って、それからもう一段階、ロットなどを選択することによって、手元にある品物の詳細情報に入るようにすると、企業の負担はかなり減るだろうっていう御報告があったと思います。それから考えると、この韓国のはダイレクトにこの商品の情報が来るってことは、もし少し変更があった場合は、企業の方はその変更作業がいわゆる包材を変更するのとほぼ変わらない負担になっているのではないかなということを想像しました。でも、二次元コードの読み取りからダイレクトに詳細の表示を見られるので、すごく見やすいということは確かで、これを一回ロット選択などすることになると、結構消費者の方にとってはもしかすると手間かもしれないという、その辺が非常に大きなポイントになる可能性があるなど今ちょっと思いましたので、その論点はこれから必要かなと思います。以上です。

○湯川座長 ありがとうございます。予定の5時になっているのですけれども、まだ報告事項が一つ残っていますので、20分程度延長させていただければと思います。ほかいかがでしょうか。

○坊課長補佐 基本的には、今、見られたものについては商品と一対一対応になってはいるものだと思いますけれど、韓国においても、商品規格が変わった場合には、さらにタブで分けるというようなことも運用で可能になっておりますので、おそらく日本と同じ考え方になってくるのかなと思います。おそらくこの商品は販売されたばかりで、別規格のロットが多分ないため今は一対一で対応できているのかなと思いますけれど、韓国においても先に二次元コードを印字するのであれば、その後表示内容が変わった場合についてはロットで分けて見られるような形の制度にはなっているところでございます。

○湯川座長 例えばロット番号や製造年月日で識別するという意味ですね。

○坊課長補佐 賞味期限が何日以降のものについてはこちらを見てくださいというようなイメージです。

○湯川座長 わかりました。瀬川委員お願いします。

○瀬川委員 瀬川です。細かな確認なのですが、この二次元コードを、読み込んだときに知らないところにアクセスしてしまうことが起こり得るのではないかと考えました。つまり、製造者に成り代わって、どこかの業者がアクセスさせることがもし可能であれば、何か問題となるのではないかと。以上です。

○京増課長補佐 おそらく、現在も包材業者が委託を受けて容器包装に表示をしていると思われるので、システムやホームページなどいろいろなやり方が考えられると思いますけれども、その部分は委託を受けて行うものということで、包材業者が代わりに容器包装に表示しているのとあまり変わらないのかなと思っています。

○湯川座長 誤表示のときに誰に指導するのか、罰則を誰にかけるかも含めてですけれども、今後議論していくべきテーマの一つかなと思います。ありがとうございます。よろしければ、最後の報告に移らせていただければと思います。第49回コーデックス食品表示部会の概要報告について、消費者庁から説明をお願いします。

○大出課長補佐 ありがとうございます。消費者庁の大出と申します。私の方から第49回コーデックス食品表示部会の概要について報告させていただきます。ちょっと時間が来てしまっているようですので、ポイントをかいつまんで説明させていただきます。コーデックスなのですけれども、今年5月の11日から15日にかけてカナダのオタワにて開催されております。その議題の概要が1ページ目になります。次のページをお願いします。幾つかあるのですけれども、今回、特に中身のあるところとして、赤枠で囲んでいるところを何点か御紹介させていただきます。

次のページをお願いします。まず、議題2.1として、スパイスの収穫国表示というのがあります。こちらは2019年以降議論されてきた議題になっております。中身として、乾燥サフラン規格に関する表示の規定について、食品表示部会でずっと議論を行ってきたものになります。主な論点ですけれども、原産国表示とは別に、収穫国表示を義務表示とすることに關しての是非を問うものになっております。ここでの主な部会での議論なのですけれども、この収穫国表示と原産国表示について、まず特に乾燥サフランについては、基本的に原産国と収穫国は同一であるという原則が確認された上で、その表示を行う場合にあっては、原産国は基本的に義務表示である。ただし、その上で、収穫国表示に関しては、任意表示とした上で収穫国を表示したい場合にはできるというような形で進めるということで、多数の支持が集まりました。この結論を今年7月、今ちょうど開かれているかと思うのですが、コーデックスの総会に報告するとともに、この規格を元々作っていたスパイス・料理用ハーブ部会と呼ばれるコーデックスの別の部会に共有することとなっております。国内への影響に関しては、現行の食品表示基準と整合していると考えておりますので、現時点で特段の影響は見込まれていないと考えております。

次のページをお願いします。続いて、議題5の予防的アレルギー表示（PAL）のガイドライン案に関してです。中身を紹介する前に、そもそもこの予防的アレルギー表示（PAL）とは何かというところなのですけれども、通常のアレルギー表示とは異なり、このようなアレルギーを原材料として使用するわけではないものの、製造等の過程において意図せず混入するコンタミネーションのようなリスクを示すために「May contain」といったような用語を使って表示されるものになります。次のページに実際の例を載せており、これはイギリスとカナダの例になります。赤とオレンジで示している2種類のアレルギー表示があるのですが、赤は原材料として使用されている通常のアレルギー表示になります。これに対して、今回のガイドラインの対象となっていたのがオレンジの予防的アレルギー表示（PAL）と言われている「May contain」という言葉で示されているものになっております。一つ前に戻っていただけますでしょうか。今回のPALというのはこのようなものになります。日本においては、類似の表示として注意喚起表示というものがありまして、例えば、卵や小麦を製造したものと同一工場で製造されていますといったような表示が注意喚起表示に当たります。今回のこのガイドライン案の作業背景なのですけれども、こちらは2019年以降、もともとのコーデックスの方にありました包装食品の表示に関する一般規格というものがありまして、これのアレルギー関連の規定の見直し作業の一環として議論されてきているものになります。今回の部会での主な論点は大きく三つございます。一つ目はPALの文言で表示をする際の文言、先ほどの「May contain」といったところになります。いろいろな国で様々な書き方があるのですが、多くは「May contain」という、先ほどのイギリスやカナダのような書き方が多くなっておりまして、消費者の混乱を防ぐというような意図において、この「May contain」という言葉に限定をするのか、もしくはそれ以外の表現も認めるのかといったところの議論が行われておりました。二つ目はPAL使用の要否の判断に係る根拠をどうするかといったところになります。このPALは、基本的に、適切なアレルギー管理を行っていても、なお意図しない混入を防げない場合にのみ使用されるものであるというのが大前提になります。その上で、PALを使用するか否かの判断をどうするかについては、今回のガイドライン案の中に入っているのですが、品目別に設定されている参照用量がありまして、この参照用量に基づいてアクションレベルというものを算出します。このアクションレベルを超えた場合には、PAL表示を行うという方向で議論も進んできていたところでございます。それと同時に今回はこれまでこの参照用量の妥当性を検討するために、分析・サンプリング法部会という別の部会に意見照会をしておりまして、今般、こちらの分析・サンプリング法部会から回答が返ってきたというところになっています。この回答を踏まえて、今回参照用量の妥当性を議論したところになります。三つ目はグルテンフリー表示になります。今回、PALがアレルギー表示になりますので、例えばアレルギーとして小麦などが書かれるという可能性があるのですが、理論上、PALとグルテンフリー表示が併存する可能性がありましたので、消費者が混乱するのではないかとというところで議論されていた背景があります。これまでの議論の中で、仮にPALを行う

のであれば、グルテンフリー表示は行ってはならないという方向で議論はまとまっておりまして、その上で小麦や大麦の PAL を行う際にグルテンという用語を示していいのかどうかというところが議論されたところであります。

5 ページ目なのですが、こちらは今回の議論を踏まえた予防的アレルギー表示ガイドライン案の概要と、それを踏まえた今後の日本の対応になります。目的、適用範囲、定義については記載させていただいたとおりなのですが、一般原則については、まず一つ目として、PAL 使用の前提条件は、先ほど御紹介させていただいたとおり、適切なアレルギー管理を行っても意図しない混入を防止または制御できない場合に限定されるとなっております。また、二つ目として、PAL 使用の決定は、リスク評価の結果に基づくべきであるとされておりまして、定性的リスクの評価から開始して、必要に応じて定量的リスク評価によって補完されるとされておりまして、三つ目として、アクションレベルに基づく PAL の使用/不使用の決定は、先ほど紹介している議論の中で出てきているものではあるのですが、まず、その使用に当たっては、参照用量に基づいてアクションレベルを算出しまして、それを上回ることが確認された場合には PAL を使用しなければならない。他方で、アクションレベルを下回っている場合には PAL は使用されるべきではないとされておりまして、続いて、表示方法なのですが、表示の文言のところにしましては、「May contain」という文言に加えて、それと同等の表現、類似の表現であって、かつ当局が認めるものというものが入っております。これを踏まえて、まず目的や定義に関しましては、基本的に日本の注意喚起表示の考え方と整合しておりますので、問題はないと考えております。その上で、文言についてですが、こちら、日本においては、今「May contain」が入っているかもしれないというような可能性表示は注意喚起表示の中では禁止されているところでありまして、注意喚起表示を行う場合には、その根拠となるような、例えば〇〇を使用した製品と同一のラインで製造しておりますという表示を行うこととされています。これが今回の PAL のガイドラインの中で認められるのかということなのですが、今回、同等の表現という文言が入ったことによって、今までの日本の現行の表示もこの中で読み込めるかなと思っております。そういった意味で、引き続き現行の国内制度に基づく表示が可能だと考えております。あと、一般原則の②と③のところ、PAL 使用の決定に関するところなのですが、ここには日本に無いような考え方が少し入ってきておりますので、日本の現行の制度との整合性をこれから確認する必要があるかなと考えております。

ここについて少し説明させていただきたいのですが、次のページをお願いいたします。グラフが二つありまして、上の方が日本の現行の制度、下の方が今回の PAL のガイドラインを踏まえた表示ということになるのですが、日本の制度の中では、食品に含まれる総タンパク質の濃度レベルに応じて注意喚起表示を行うのか行わないのか、もしくはアレルギー表示を行う必要があるのかといった判断をしております。これに対して、今回の PAL のガイドラインでの考え方ですが、下の PAL 表示のグラフ下に※印で書かせていただいているのですが、アクションレベルは、品目別に設定されている参照用

量を食品の量で割るという計算式で算出しております。これについては、下の図に書かせていただいているとおり、例えば卵の場合、参照用量 2.0mg となっておりますが、それが、1回の食事量が1kg だった場合、アクションレベルは 2.0ppm となります。この食事量が変わってきますと、例えば1回の食事量が 0.5kg ならアクションレベルは 4.0ppm、1回の食事量が 0.1kg ならアクションレベルは 20ppm といったようにアクションレベルが変動します。そのため一律に線引きできるのかどうかということも含めて、今の日本の制度との整理を今後していく必要があるかなと考えております。ここに関して、日本以外の他国の状況を現地で確認してみたのですが、他国においても実は同じような状況になっているみたいでして、どこの国もこの PAL のガイドラインの考え方、基本的な方針については賛成するものの、このアクションレベルの設定や検査の能力的な部分に関して非常に多くの課題を抱えているので、正直なところ今すぐにはできないというような国が議場でも非常に多く、コーデックスとか WHO、FAO というところが各地域において、例えば研修を行うですとか、キャパシティービルディングからまず行っていくというような形で合意されたところとなっております。日本においても、他国の動きを横目で見ながら、まずは国内の制度との整理をしていくことになるかと考えております。

7 ページ目、8 ページ目を飛ばしていただいて、次 9 ページ目をお願いします。こちらは議題 6 の詰め合わせ食品の表示規定ですけれども、これは、食品の容器包装の外袋、外装と中身の包装の表示事項が異なる場合の表示方法を明確化するという作業になるのですけれども、例えば何かしらのお菓子の詰め合わせみたいなもので、外袋の中に小分けされた袋がいっぱい入っていて、それぞれに表示がされている場合どうするのかということになるのです。今回の議論として、基本的にまず、外装に必要な表示は全て行うというのが原則であるということが確認されておまして、多くの国も同意をしております。日付表示についても、安全に関わる日付を優先して表示するといったようなことがあるのですけれども、基本的にこのあたりは今の日本の制度でも原則全ての情報を外装に表示するということになっておりますので、特段大きな影響は見込まれないかなと考えているところでございます。次のページをお願いいたします。最後、議題 7 の緊急時における食品表示規定ですけれども、これはコロナウイルスでの経験を踏まえて、緊急時における食品表示規制の柔軟な適用に向けてガイドラインを作成するという方向で作業が進んできたものになります。イメージとしては、これまでに国内でも災害時に食品表示の弾力的運用を行ってきたのですけれども、それに近いような話になりまして、こういう緊急時において食品の表示が必ずしも十分でなかったとしても、そこの監視を厳しく行わなくてもよいというような、そういったことを行う場合のガイドラインということになってきます。このガイドラインは基本的に原則の確認ということがメインになってはいるのですけれども、このガイドラインの適用対象は管轄当局のみとすることにして、悪用を防ぐとか貿易においては輸入国の同意が必要であるとか、そういった基本的な内容にはなるのですけれども、確認がされたところになります。これを踏まえた国内への影響なのですから、今まで日本国内でもやってきて

いるような食品表示規制の弾力的運用等の考え方と概ね一致しておりますので、特段の影響は見込まれないものと考えております。駆け足になりましたが、私からは以上です。

○湯川座長 ありがとうございます。将来の検討事項になるかもしれないということで、こういったコーデックスの議論の報告をお願いしています。質問等ありましたらお願いします。瀬川委員、よろしくお願いします。

○瀬川委員 瀬川です。御説明ありがとうございます。日本の国策では確か食品の輸出について5兆円を目指しているということで、これについては皆さん一枚岩で取り組んでいるところかなと思いますが、ここでのアレルゲンの表記について、今回非常に専門的な用語でしたけれど、事業者にわかりやすくタイムリーにお示しいただければいいのかなと思って聞いておりました。以上です。

○湯川座長 ありがとうございます。これについてはコーデックス連絡協議会で資料を公表しておりますので、そちらにアクセスしていただくということになろうかと思います。日本の規制になるようでしたら、もちろんこの懇談会で議論するということになります。ほかいかがでしょうか。森田委員、お願いいたします。

○森田委員 こちらについてはコーデックスの連絡協議会でも説明等が行われてきたところですが、今回 PAL の表示ガイドラインが決まって、そしてこれから総会にかかっていくという中で、日本の表示には特段の影響が見込まれないということなのです。けれども、この PAL に関しては、この懇談会でこれから議論する国際整合性という観点では、今すぐではないですけど、将来的には影響があるのかなと思います。このため、5 ページには日本における参照用量、定性的リスク評価に係る課題を整理するために調査等を実施する必要があると書かれています。ここにあるように、日本には関係ないことではなく、これから長い期間かかって、例えば各国のキャパシティービルディングのようなことがきちんと構築されていく中で、世界各国で取り組まなければならないというようなことになっていくのかなと理解していますが、このような理解でよろしいのかということが1点あります。あと、この日本では可能性表示は認められていないので、大きな影響はないというふうな話になっておりましたけれども、日本では可能性表示は認めていない代わりに、コンタミネーション表示があります。コンタミネーション表示に関しては、消費者庁が令和4年に食物アレルギーの表示制度のアンケート調査をアレルギーの患者団体の方々を対象にしていますけれども、その中で、コンタミネーション表示は各社で皆バラバラでやっているのではないとか、コンタミネーションの表示基準というのを決めたほうがいいのではないかなというような要望が患者団体から寄せられています。例えば「この製品を製造している工場では、卵を作る製品を作っています」のような、何かの保険のように書かれてしまうと、結局消費者は

その商品を選べなくなるので、選択の幅が狭まるというような意見もあります。そのため、これからの調査で、参照用量とか定性的リスク評価を HACCP の中でどのように管理していくのかというのが大きなテーマになっていくだろうというふうに思っています。そのようなことを今後検討していくということですが、これはアドバイザー会議といったところで検討がされていく予定なのかどうかということも含めて、今後の見通しを教えてください。以上です。

○湯川座長 ありがとうございます。

○多田課長補佐 食品表示課の多田と申します。御質問ありがとうございます。まず1点目なのですが、スライド5の今後の対応というものに対して、今後日本としても対応していく必要があるのかどうかという質問だったかと思いますが、これまでは実際に検査してどのくらい出るのかというような定量的な管理をしてきた中で、検査をしなくても推計の中でこのアレルゲンがどれだけ入っているのかということ推測していくような定性的な管理方法についてもこの PAL に含まれてきた中で、そういったことを世界各国でやっていないという部分をキャパシティービルディングしていくという状況にありますので、日本においてそういったことの対応が可能なか等を含めて調査をしていくことになります。そしてどの程度の影響があるのかというのを見ながら、日本としても対応していくことになりますので、その体制を整えていくということを考えています。これからの表示の部分において、スライド6の可能性表示の部分なのですが、含む可能性がありますと、ただ単にそういうふうを書くということは認めていなくて、同じラインで製造していますというような注意喚起表示を推奨しているわけなのですが、上の図を見ていただくとおり、科学的にきちんと検出されたことを確認して、そういった表示をしていただくということになっています。それと、今後どういったところで検討されていくかということについては、まずこういった PAL のガイドラインができたということについて、アドバイザー会議で報告していく。そして、先ほどからお話していますけれども、調査していく中で、日本と諸外国との差というものを確認した上で、アドバイザー会議であったり、懇談会であったりといったところで報告して御議論いただくということを考えています。以上です。

○湯川座長 森田委員、よろしいでしょうか。

○森田委員 御説明ありがとうございます。国際整合性という観点も含めて御検討いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○湯川座長 ほかいかがでしょうか。よろしければ、時間も超過しましたので、本日の議題については以上とします。本日はたくさんの議題がありましたが、委員の皆様におかれまし

ては、活発な御議論ありがとうございました。今年度は諸外国との表示制度の整合性、それから食品表示へのデジタルツールの活用の二つについて議論をしていきたいと思います。委員の皆様方におかれましては、次回以降も活発な意見交換をよろしくお願いいたします。それでは、最後の案内を事務局からお願いします。

○事務局　ありがとうございます。皆様、本日はありがとうございました。本日の内容につきましては、後日メールで議事録の確認をお願いさせていただきますので、よろしくお願いいたします。次回懇談会は日程調整中ではありますが、9月下旬から10月上旬を予定しております。また、Webで傍聴されている方に御連絡です。今回の資料は消費者庁のWebページに掲載されます。また、議事録についても後日消費者庁Webページに掲載されます。それでは湯川座長にお返しいたします。

○湯川座長　以上で本日の議事を終了いたしましたので、食品表示懇談会を閉会いたします。